

野田市告示第 2 5 0 号

野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 1 8 年野田市規則第 2 6 号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

- 1 介護給付費支給変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除等変更申請却下通知書、訓練等給付費支給変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除等変更申請却下通知書、特定障害者特別給付費支給変更申請却下通知書又は地域相談支援給付費支給変更申請却下通知書
- 2 特例介護給付費支給申請書、特例訓練等給付費支給申請書、特例特定障害者特別給付費支給申請書又は特例地域相談支援給付費支給申請書
- 3 特例介護給付費支給申請書(受領委任用)、特例訓練等給付費支給申請書(受領委任用)、特例特定障害者特別給付費支給申請書(受領委任用)又は特例地域相談支援給付費支給申請書(受領委任用)
- 4 特例介護給付費支給(不支給)決定通知書、特例訓練等給付費支給(不支給)決定通知書、特例特定障害者特別給付費支給(不支給)決定通知書又は特例地域相談支援給付費支給(不支給)決定通知書
- 5 介護給付費等利用者負担額減額(免除)申請書
- 6 介護給付費等利用者負担額減額(免除)決定通知書

令和 8 年 8 月 2 5 日

野田市長 鈴木 有

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

介護給付費支給変更申請却下通知書(兼利用者負担額減額・免除
等の変更申請却下通知書)
訓練等給付費支給変更申請却下通知書(兼利用者負担額減額・免
除等の変更申請却下通知書)
特定障害者特別給付費支給変更申請却下通知書
地域相談支援給付費支給変更申請却下通知書

年 月 日に申請のありました((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者
特別給付費 地域相談支援給付費)の支給変更)(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)
については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起す
ることができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起
算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起
することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある
とき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した
場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日か
ら起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。な
お、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の
翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提
起することが認められる場合があります。

(年 月分)

申請年月日 年 月 日

ふ り が な			障害福祉サービス受給者証番号										
申 請 者 氏 名													
	個人番号()		地域相談支援受給者証番号										
生 年 月 日	年 月 日												
居 住 地	電話番号												
ふ り が な			生 年 月 日		年 月 日		続柄						
支給決定に係る 児 童 氏 名	個人番号()												
特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例 地域相談支援給付費 請求額			円										

申 請 書 提 出 者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
ふ り が な		申 請 者 と の 関 係	
氏 名			
住 所	電話番号		

(注意) この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

上記に関する(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)を次の口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普 通 当 座
ふ り が な	
口 座 名 義 人	
☐ 公金受取口座を利用します	

(年 月分)

次のとおり申請します。

ふ り が な		生 年 月 日		年 月 日	
申 請 者 氏 名		個人番号()	受給者証 番 号		
居 住 地		電話番号			
ふ り が な		生 年 月 日		年 月 日	
支 給 決 定 に 係 る 児 童 氏 名		個人番号()			続柄
特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地 域相談支援給付費 請求額		円			

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
ふりがな		申請者 との関係	
氏名			
住所	電話番号		

上記に関する(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)の受領を次の者に委任します。

受取人の氏名及び 事業 者 名	
受 取 人 の 住 所	電話番号
金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普通 当座
ふ り が な	
口 座 名 義 人	

様



- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

介護給付費等利用者負担額減額(免除)申請書

(宛先)野田市長

次のとおり介護給付費等の利用者負担額の減額(免除)を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日			
	氏 名		受給者証番号				
	居 住 地	〒 電話番号					
支給決定に係る児童	ふりがな		生年月日	年 月 日			
	氏 名		続柄				
申 請 の 理 由							

備考

- 1 この申請は、災害による住宅等の損害、生計中心者の死亡や長期入院等による著しい収入減、生計中心者の事業の廃止等による著しい収入減、生計中心者の農作物の不作等による著しい収入減があった場合に、申請することができます。
- 2 申請の理由は、1の事実について記入してください。
- 3 この申請書には、受給者証及び上記事実を確認することができる書類を添付してください。

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外(下の欄に記入)		
ふりがな		申請者との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

※ 野田市記入欄

収入状況確認	災害状況等確認	備考

第 号
年 月 日

介護給付費等利用者負担額減額(免除)決定通知書

住所
氏名 様

野田市長



先に申請のありました利用者負担額の減額(免除)については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号										申請者氏名	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--

決 定 年 月 日	年 月 日		
決 定 の 内 容	☐ 減額を認定する。 ☐ 免除を認定する。 ☐ 減額又は免除を認定しない。		
減 額 又 は 免 除 の 内 容	適 用 年 月 日	年 月 日	
	有 効 期 限	年 月 日	
	減 額 の 場 合 の 率	／100	
認 定 し な い 理 由			

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。